

トム・ワトソンゴルフコースゴルフ場利用約款

本約款の適用

第1条 当ゴルフ場を利用されるすべての方は、本約款及び各利用規則に従ってご利用いただきます。

利用の申し込み

第2条 プレーの申し込みは、4名1組を基本として4ヶ月前からプレー前日までに予約者（複数の場合は、その人数と責任ある代表者）、利用者名、予約日及びスタート希望時刻を明示して係りに申し込んで下さい。クラブ競技に関しては、当コースの定めにより受け付けています。

利用契約の成立

第3条 当ゴルフ場においてプレーされる方は、当日フロントにおいて所定のカードにプレー予約時間の30分前までに署名して下さい。それにより当ゴルフ場は、署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

利用申し込みの拒絶

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 1.ご利用の申し込みが第2条によらないとき。
- 2.満員でスタート時間に余裕がないとき。
- 3.利用者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行いうおそれがあり、その他公の秩序又は善良の風俗に反する行為をなすおそれがある者と認められるとき。
- 4.指定暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者又は反社会的勢力の関係者による利用が認められるとき。
- 5.その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

利用継続の拒絶

第5条 当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 1.集団的又は常習的に暴力的不法行為を行いうおそれがあり、その他公の秩序又は善良の風俗に反する行為があったとき。
- 2.指定暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者又は反社会的勢力の関係者による利用が認められるとき。
- 3.天災地変、施設の故障、施設の補修その他やむを得ない事情により、ゴルフ場の利用ができないとき。
- 4.その他本約款に違反したとき。

施設の一時閉鎖及び利用制限

第6条 当ゴルフ場は以下の事由により、施設の全部又は一部を一時閉鎖することができます。なお、この場合、利用者に対する補償はいたしません。

- 1.天災、地変その他止むを得ない事由により、施設利用が不可能となった場合
- 2.施設の補修又は改修を行う場合
- 3.法令の制定、改又は行政指導による場合
- 4.当ゴルフ場が主催する競技大会等の特別行事を開催する場合

休業日・開場時間

第7条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間及びレストラン、浴場等の利用時間、最終スタート時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、ゴルフ場の諸事情により臨時に変更することがあります。

予約の解除・違約金

第8条 当ゴルフ場は、ご予約のお申し込みをいただいた方がご予約の全部又は一部を解除された場合、以下のとおり違約金を申し受けます。

- (1)利用日の当日及び前日に解除された場合
 - ①平日1名につき2,000円
 - ②土・日・祝日1名につき3,000円
- (2)3組以上のご予約につきましては、別途当社キャンセル規定に準じ違約金を申し受けます。
- (3)コース競技に関する違約の場合、競技参加料に準じて申し受けます。

料金のお支払い

第9条 料金は、プレー終了後フロントにおいて、現金又は当ゴルフ場の認めたクレジットカード若しくはクーポン券にてお支払いいただきます。

個人情報取扱い

第10条 当ゴルフ場では個人情報の取得を海はかつ公正な手段によって行い、以下の目的で利用させていただきます。

- 1.当ゴルフ場における業務全般を行なうため。
- 2.顧客動向分析、又はサービスの新規開発、改善の調査分析を行うことで当リゾートのサービス向上を図るため。ただし、以下のいずれかに該当する場合には第三者に情報を開示する場合がございますことをご了承下さい。
 - (1)ご本人の同意がある場合
 - (2)法令により開示を求められた場合
 - (3)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であつて本人の同意を得ることが困難である場合
 - (5)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

トム・ワトソンゴルフコースゴルフ場利用規則

快適なプレーと安全を確保するため、当ゴルフ場ご利用の方は、以下の規則を遵守いただきます。なお、この規則を遵守いただけない場合、利用約款第4条4項及び6項に則り、利用をお断りする場合がございます。

1. 入館

裸足・下駄での入館はお断りいたします。

2. ロッカー・浴室利用

ロッカーには必ず暗証番号式の施錠をお願いいたします。

浴室は、他のお客様のご迷惑とならないようご利用願います。

刺青、タトゥーを体に彫りこまれている方の入浴は固くお断りいたします。

3. 宅配便の取扱い

宅配便については、受領、保管、発送など当ゴルフ場はあくまでも当事者の便宜を図るもので、その間のトラブルについては一切の責任を負いません。

4. 金銭その他高価品

金銭、宝飾、高価品その他所持品については、ロッカー内に入れず、貴重品ロッカーをご利用下さい。ロッカー内の盗難、紛失につきましては、一切責任を負いません。

貴重品ロッカーに収納できない場合は、お預け品の種類内容及び金額を明示してフロントにお預け下さい。お預け品の明示がない場合、盗難、紛失、破損等の責任は負いません。

フロントでのお預かり品は、預り証の持参人に限り、預り証との引き換えにてお返しいたします。預り証を紛失した場合は、速やかにフロントにお申し出下さい。なお、届出前に第三者がすでに預かり証により預かり品を引換えた場合は、当ゴルフ場は一切責任を負いません。また、貴重品の遺失物は、当ゴルフで発見後1ヶ月保管し、その間、ご本人よりご連絡がない場合、警察へ届け出ます。

5. 携帯品・自動車

ゴルフクラブ、靴、鞄等の携帯品及び駐車中の自動車、自動車内に保管してあった所持品等については、盗難、損傷等の事故が発生した場合、当ゴルフ場はその責任を負いません。また、駐車場等、当ゴルフ場の敷地内における自動車等の事故については、当ゴルフ場は、責任を負いませんので、敷地内

の表示に従って安全に運転を行なって下さい。

6. プレーヤーの危険防止とエチケットマナーの厳守

ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケットマナーを守り、自己の責任でプレーしていただきます。なお、1組のハンドキャップの合計は9.5以内でお願いいたします。

7. プレーの進行

プレーは、ハーフラウンド2時間15分以内でのラウンドを心がけていただきますようお願いいたします。

8. ティーグランドにおける素振り

素振りは、ティーマーク内の打席以外ではお断りいたします。

9. 飛距離の確認

先行組に対して、後続組の打者は、自己の飛距離を自身で判断し、先行組にボールを打ち込まないよう打球して下さい。

10. 打者の前方に出ないこと

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

11. 隣接ホールへの打ち込み

隣接ホールへの打ち込みは危険ですので、プレーヤーは、自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分気をつけて打球して下さい。

12. 退避

後続組に対して打球させる場合、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

13. ホールアウト後の退去

ホールアウト後は、速やかにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

14. 雷鳴があつた場合

雷鳴があり危を感じた場合、ゴルフ場従業員の指示の有無にかかわらずプレーを中断し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。雷警報発令後もプレーを継続し事故に遭遇しても当クラブは一切責任を負いません。

15. 喫煙

クラブハウス付近での喫煙は、所定の場所のみといたします。また、コース内での、ライター、マッチの使用は、ティーグランド以外厳禁といたします。タバコの吸殻、マッチの燃え殻は、必ず消火を確認したうえで灰皿に入れて下さい。

16. 違背の場合の責任

利用者が、利用規則に違背し、第三者に傷害及び破損等の事故を発生させた場合、また、利用規則に違背し、自ら傷害及び破損等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は、一切の損害賠償の責任は負いません。

17. プレー終了後のクラブ及び所持品の確

利用者は、プレー終了後、クラブを点検し、間違いがないか必ず確認して下さい。退館後のゴルフクラブの不足及び瑕疵の申告につきまして、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

18. 施設に損害を与えた場合

利用者の故意又は過失により当ゴルフ場の従業員や施設等に損害を与えた場合は、その損害金の一切を利用者に請求させていただきます。

19. 施設内に以下の持ち込みを厳禁とします。

- (1)ペット類、動物、鳥類
- (2)悪臭を発するもの
- (3)銃砲、刀剣類
- (4)発火、爆発のおそれのあるもの
- (5)騒音を発するもの

20. 施設内で以下の行為は厳禁とします。

- (1)賭博その他風紀を乱す行為
- (2)刺青、タトゥーを体に彫りこまれている方の入浴
- (3)物品販売、宣伝広告等の行為（当ゴルフ場が許可した場合を除く）

- (4) 利用者以外のコース内への立ち入り(当ゴルフ場が許可した場合を除く)
- (5) 他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為
- (6) 飲食物持込み
- (7) コース内で練習ストロークをすること
- (8) 商業使用に類する無許可の写真撮影、録音等

トム・ワトソンゴルフコースゴルフ場乗用カート利用規則

1. 本規則の目的

本規則は、当ゴルフ場の乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、もって、施設利用者及び従業員の安全並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期すことを目的とします。

2. 本規則の遵守

カートの運転者（以下「運転者」と称します）及び当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、本規則を遵守する義務を負います。

3. 利用の申込

カート利用の申し込みは、「トム・ワトソンゴルフコース ゴルフ場利用約款」第1条から第4条に記載のゴルフ場利用の申し込みに含まれております。また、カート利用の承認は、利用者全員が施設利用の申し込みを終えた後に効力を生じます。

4. 運転等の制限

利用者は以下の点を遵守して下さい。

- (1) 係員のカート利用に関する指示に従って下さい。
- (2) カートは、歩経路、カート用通路、コース内指定エリア以外では、利用運行
- (3) カートはやむを得ない事情がある場合のほかは、所定の場所以外で走行はさせないで下さい。
- (4) 乗用カートに故障等のある場合又はそのおそれがある場合、直ちに従業員にお申し出て下さい。

5. 運転者の資格

乗用カートは安全を第一としてご利用いただき、自動車の運転免許証取得者のみ運転ができるものとします。また、次の事由のある方は、運転者となることができません。

- (1) 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方
- (2) アルコール類を飲用した方、その他の事由により正常な運転が困難な方
- (3) 免許停止、取消等により前項にかかる運転免許資格を所持していない方

6. 運行責任者

- (1) 運転者は、当該カートの進行責任者となります。
- (2) 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
- (3) カートの運転者が交替する場合は、運行責任者の変更となることを認識して、運転を行って下さい。
- (4) カートの停止、同乗者の乗降その他のカート運行に関する事項は、運転者の判断と責任において、これを行い、同乗者はカートの運行に関し、運転者の指示に従って下さい。

7. 安全運転義務

運転者は、カートの進行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、当該カートに対する損傷又は施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

8. 運転中の注意

- (1) 運転者は、カートの運転に際し、次の事項を遵守して下さい。
 - ① 走行の開始の際の注意事項
 - イ カートの選定及び運転の開始は、係員の指示に従って行って下さい。
 - ロ 連転の開始に際し、必ずブレーキその他の装置が正常に作動すること

- とを確認して下さい。
- ハ 発進は、必ず同乗者が着座したことを確認のうえで行って下さい。
- ② 走行の際の注意事項
- イ カート用通路の走行に際し、走行方法等（走行方向、走行速度、一旦停止等）の標示があるときは、これに従って下さい。
- ロ 起伏のある場所、上下勾配のある場所、曲折した場所、付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め、減速のうえ、低速で走行し。かつ必要に応じて、同乗者に声をかけるなどして、注意を促して下さい。
- ③ 停車等の際の注意事項
- イ カートは、斜面その他の不安定な場所又は打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
- ロ カートを離れるときは、必ず同乗者の降車を確認のうえ、駐車装置（パーキング・ブレーキ）を確実にかけて下さい。
- ハ カートの利用を終了する場合（ハーフ休憩も含む）には、必ず係員の指示に従い駐車して下さい。
- (2) 運転者は、カートの運転に際し、前項に定めるほか、歩経路及びカート道を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠してこれを行って下さい。

9. 同乗者等の注意事項

同乗者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- (1) カートの走行用装置（電源、駆動、ハンドル、停止、駐車装置等）には、手をふれないで下さい。
- (2) カートが発進する際、あるいはカートが起伏のある場所・上下勾配のある場所曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分（アームレスト、アシストグリップ等）に掴まつて下さい。
- (3) カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないように留意して下さい。
- (4) カートへの乗車は、カートの定員を守って下さい。

10. 利用の中止等

利用者に、次の事由がある場合には、当該利用者につき、施設利用を中止していただくことがあります。

- (1) 運転者に運転者の資格のないことが判明したとき。
- (2) 利用者に本規則あるいは当ゴルフ場利用約款、当ゴルフ場利用規則に反する行為があったとき。

11. 事故の場合の連絡

利用者は、プレー中の事故又はカート事故が発生した場合若しくはカートが故障した場合、プレーを中断し、ただちにスターター室にその旨を連絡しなければなりません。

12. 事故の場合の責任等

- (1) 運転者が、カートの運行に際し、故意又は過失により、人身に危害を及し若しくは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を起こした場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
- (2) 同乗者の故意又は過失により、カート事故が生じ又はカート事故を誘発した場合には、当該カートの態様に応じ、運転者と連帯又は単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
- (3) 同乗者が、カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に、本規則に反する行為があった場合には、事情に従い、運転者に対する損害賠償請求の全部又は一部が、過失相殺により、免責されることがあります。
- (4) 当ゴルフ場に故意または重過失がある場合を除き、当ゴルフ場は、カート事故による人的、物的損害について、一切その責任を負いません。

ゴルフ場利用約款と規則

